

撮影条件

撮影利用料金として、モデル1名につき5,000円が必要です。（別途入園料が必要です）
なお、商用撮影の場合、撮影利用料金は倍額とします。

◆撮影時のルール

- 一般入園者の利用を優先する。
- 植栽地（苔含む）や危険な場所には踏み込まない（三脚等を含む）
- 庭園内の建築物、植物等に損害を与えないこと。誤って損害を与えた場合は、誠意をもって原状回復すること。
- 庭園内の建築物、植物等に撮影のための装飾等は施さないこと。
- 庭園内の備品（床几や掲示物など）を移動させない。
- 庭園内で更衣が必要な場合は、会議室等（有料）を利用する。（「施設利用許可申請書」の提出が別途必要）
- 撮影を許可した部分・場所以外の撮影を行わないこと。
- 申請以外の目的に使用しないこと。
- 撮影にあたっては、職員の指示に従うこと。
- 天候等の都合により、撮影日時を変更する場合は、速やかに当方へ連絡をすること。
- 商用撮影の場合、掲載物に「撮影場所：松花堂庭園・美術館」とクレジット表記をすること。

◆撮影に関する禁止項目

- 火気の使用
- 公序良俗に反する内容（暴力的・露出が多い服装など）
- ドローンなど動力機付き飛行物の使用
- イベント開催日の撮影（イベントに影響しないと判断される場合は可）

◆許可申請が必要な撮影

1. 以下の撮影は、日程や内容の確認が必要です。お早めにご相談ください。
 - ① 営利行為（写真業等）にかかわる撮影
 - ② 同一場所での長時間の撮影（特定場所の占有）
 - ③ 結婚式の前撮り等
 - ④ 造形物等の大きな被写体の持込やモデルを伴っての撮影
 - ⑤ 照明機器（反射板を含む）の持込み
 - ⑥ 匂いや音など、周辺に影響を及ぼすものの使用
 - ⑦ その他、他の利用者に過大な影響を与える行為
 - ⑧ コスプレ等、特別な衣装での撮影
2. 上記①～⑧に該当する場合、以下の申請書類を撮影日の10日前までに提出してください。
 - ①～⑧：撮影許可申請書
 - ② ③：撮影場所・内容の詳細がわかる資料
 - ④～⑦：使用するもの、大きさ及び方法がわかる資料
 - ⑧：着用する衣装（装飾物・模造武器等含む）の写真データ（イラスト不可）
施設利用許可申請書（会議室・茶室等を利用する場合）

◆上記に該当しない場合でも、特殊な撮影に関しては、八幡市立松花堂庭園・美術館までご照会ください。